

議員提出第1号議案

東京都台東区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 東京都台東区議会議員

石原喬子	大浦美鈴
拝野健	弓矢潤
大貫はなこ	中村謙治郎
高橋えりか	木村佐知子
村上浩一郎	吉岡誠司
岡田勇一郎	田中宏篤
松村智成	中澤史夫
青鹿公男	本目さよ
風澤純子	富永龍司
望月元美	石川義弘
松尾伸子	寺田晃
早川太郎	中嶋恵
高森喜美子	石塚猛
太田雅久	小坂義久
青柳雅之	

東京都台東区議会議長 高 森 喜美子 殿

(提案理由)

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び刑法（明治40年法律第45号）の改正に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会個人情報の保護に関する条例（令和5年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第11項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改

める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第54条から第56条までの改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。